

## 羽田空港における 「航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」 の対応について

羽田空港は、定期航空協会および一般社団法人全国空港ビル事業者協会による「航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」について、以下のとおり対応しております。

また、ご利用いただく旅客の皆さまにおかれましても、空港来訪時におけるマスクの着用や保安検査前後での手指消毒や体温測定にご協力いただきたくお願いいたします。

### ガイドラインにおける『空港における感染拡大予防策』主な取り組み状況

- ① ターミナルビル全般  
ホームページ、SNS、ポスター、デジタルサイネージ等を活用した利用者への注意喚起、空港ターミナル内における消毒液の設置、ターミナル内アナウンスやポスター掲示等による手洗いやマスク着用をはじめとする咳エチケット等の感染対策の要請を行っております。  
また、発熱等の症状がある場合は、航空便の利用を厳に慎んでいただくことについて、ターミナルビル館内アナウンス等を活用して利用者に周知するとともにマスクの着用を要請しております。
- ② ターミナル出入口  
入口におけるポスター掲示やデジタルサイネージ等により、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入館をお控えいただくこと、並びにソーシャルディスタンスを確保いただくことを呼びかけています。
- ③ ターミナルビル（出発フロア・保安検査前旅客向け／到着フロア）  
可能な限り換気を行い、チェックインカウンターや案内カウンターにてアクリル板等を設置し、従業員と旅客の間を遮蔽しています。
- ④ 保安検査場  
可能な限り換気を行い、旅客が待つ場所の目安を示すなどにより、間隔を空けるよう促しております。

また、保安検査付近での手指消毒や、国内線利用者には体温測定にご協力いただいております。

- ⑤ ターミナルビル（出発フロア・保安検査後旅客向け）  
可能な限り換気を行い、テーブルや椅子などの利用方法・配置の見直しなどを行っております。
- ⑥ ランプバス・ターミナル間循環バス車内  
可能な限り換気を行い、車内の手すり等の高頻度接触部位については、利用頻度に応じて消毒を行っております。
- ⑦ 入出国審査場・手荷物受取等（到着フロア）  
外気を取り入れるなど可能な限り換気を行っております。
- ⑧ レストラン・売店等  
可能な限り換気を行い、店員は、マスク着用を原則とするとともに、始業時、休憩前後、終業時など、こまめに手洗い等を行うなどの対策を行っております。
- ⑨ トイレ  
不特定多数が触れる場所は、必要に応じて清掃回数の頻度を上げて、消毒を行っております。  
また、ハンドドライヤーは使用停止にしております。

【参考】「航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

[http://teikokyo.gr.jp/wordpress/wp-content/uploads/2020/06/200602\\_guideline.pdf](http://teikokyo.gr.jp/wordpress/wp-content/uploads/2020/06/200602_guideline.pdf)